

第18回川崎国際環境技術展運営業務委託一般公募型企画提案方式実施要領

1 件名

第18回川崎国際環境技術展運営業務委託

2 事業主催者

川崎国際環境技術展実行委員会（事務局：川崎市経済労働局イノベーション推進部）

3 目的

本市では、市内企業等による脱炭素社会の実現に資する環境への取組や、優れた環境技術等、さらには脱炭素社会の実現に向けた有識者による意識喚起について、国内外への情報発信と、ビジネスマッチングのための交流の場の提供を通じて、環境分野でのイノベーションの創出や、市内産業の活性化を図ることなどを目的として第18回川崎国際環境技術展（以下「技術展」という。）を開催します。

本業務では、市内の環境関連企業による出展ブース等の会場設営のほか、セミナーの開催、ビジネスマッチングの対象となる団体・企業・研究機関等や意識喚起を図る一般市民に対して、来場を促進する広報・プログラムを企画及び実施等します。

ついては、技術展の企画及び運営に当たり、より効果的な内容とするため、企画提案評価委員会を設置し、企画提案（プロポーザル）方式により受託業者を決定します。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 履行場所

カルッツかわさき周辺（川崎市川崎区富士見1丁目1-4）ほか

6 業務内容

別紙仕様書のとおり

7 募集期間

令和7年2月17日（月）～3月12日（水）15時まで

8 事業提案金額

4, 550万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額を超えた場合は失格とします。

9 プロポーザル参加資格

(1)川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3)川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(4)神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者

(5)インボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応した適格請求書（インボイス）を発行できる事業者であること。

10 参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記書類を書類提出先に持参または郵送にて提出してください。

(1)提出期限：令和 7 年 2 月 25 日（火）15 時まで（持参による提出は正午から 13 時を除く）

(2)提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式 1）

(イ) 業務実施体制・主な業務実績（兼 資格要件確認書）（様式 2）

本事業と類似事業の受託実績がある場合は、必ず記載すること

(ウ) 企業概要（任意様式）

パンフレット等、企業概要及び事業内容が分かるもの

(エ) 暴力団排除に係る誓約書（様式 3）

(オ) 登記事項証明書（写し可）

発行日から 3 か月以内のもの

(カ) 国税納税証明書（写し可）

「その 3 の 3」（法人税及び消費税及地方消費税について未納税額のない証明用）を提出すること

(キ) 川崎市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用／写し可）（※1・2）

本市内事業者及び準市内事業者（※3）のみ提出が必要

※1 完納していることが条件のため、領収書等は不可

※2 法人市民税について営業所を設立して間もなく、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届（市税事務所の受付印が押印されたも

のの写し)でも可

※3 市内業者、準市内業者及び市外業者の区分は次のとおり

市内業者・・・本店が川崎市内にある事業者

準市内業者・・・支店が川崎市内にある事業者

市外業者・・・上記以外の事業者

(ク) 財務諸表(直前決算2期分の写し)

損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書を提出してください。

※令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録があるものについては、

(エ)～(ク)の提出は不要です。

11 参加資格確認結果通知書の交付

プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

(1)交付日：令和7年2月28日(金)までに交付

(2)交付方法：電子メール

プロポーザル参加意向申出書に記載されたメールアドレス宛に送付します。

12 質問等

仕様書及び本要領についての質問は、以下の期間内に受付・回答します。質問書(第4号様式)により、「21 各種書類提出先・問い合わせ先」に E-mail で送付してください。

なお、質問がない場合でも、質問書に「質問なし」と記載の上、送付してください。

(1)受付期限：令和7年2月25日(火)15時まで

(2)回答方法：参加資格確認結果通知書交付者全員に回答します。

なお、いずれの参加者からも質問がない場合は回答いたしません。

(3)回答日：令和7年2月28日(金)までに回答します。

13 辞退の受付

参加資格確認結果通知書の交付後に本件への企画提案を辞退される場合は、事務局に事前にご連絡の上、辞退届(第5号様式)により令和7年3月12日(水)15時までに書類提出先へ持参または郵送ください。

14 企画提案書類一式の提出

(1)応募書類

応募先まで、以下の書類を各15部提出してください。

ア 企画提案書

(ア)企画提案書の仕様

- a サイズ A4判横を基本とする（様式は任意）
- b 内 容 20枚（片面印刷、表紙・目次を含まない。）を上限とします。（厳守）

(イ)企画提案内容

仕様書に基づき、次の事項について、イメージ図、イラスト等を用いて具体的に提案してください。

- a 当該事業に対する企画提案者の考え方、取組の基本姿勢及び基本方針
- b 川崎市の特徴、強みを活かした効果的な情報発信や、来場者の増加につながるテーマ性、ビジュアルデザイン案の提案及び本展示会のテーマに沿った講演者等の提案
- c 対面式展示会を主とした上での、出展者のPR効果向上や来場者の回遊性向上等に資する、ブース配置及び会場設備等の効果的な活用方法・アイディア
- d ビジネス交流会の実施にあたり、出展者同士の交流を促進し、ビジネスマッチングに資する企画
- e 本展示会の趣旨に沿った、環境に資するイベントの企画（場所は2階小体育室を想定）
- f 出展者、協賛者及び来場者の増加に資する自社の強み、ネットワーク及びそれを活用した広報手段の企画
- g その他、技術展を効果的に実施するための独自のアイディア・手法
- h 業務全般の実施体制（人員体制、配置、役割、人数、管理・指揮命令、危機管理等）及び担当スタッフの経歴や主な担当案件、実績等

イ 経費見積書

本業務委託に必要な経費を項目ごとに示し、併せて経費内訳（積算根拠）を記載してください。なお、一括値引き等の記載は不可とします。

ウ 実績書

本事業と類似性・関連性のある企画・運営を行った実績を記載してください。

(2)応募書類の注意事項

- ア 提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- イ 応募書類の作成及び応募に伴う費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- ウ 応募書類は返還しませんので、あらかじめ写しをとる等の措置をしてください。
- エ 応募書類作成に当たって第三者の著作権等に抵触するおそれがあるものは、応募者の責任において適正な処理をしてください。
- オ 応募書類を事務局にて確認後、補足資料（会社概要、定款、決算書）・説明を求める場合があります。

(3)提出期限

令和7年3月12日（水）15時必着

(4)提出方法

応募先まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限りま。）

15 評価委員会の実施

企画提案について、第18回川崎国際環境技術展運営業務委託に係る企画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、以下のとおりプレゼンテーションを行ってください。

(1)実施日

令和7年3月19日（水）

各社の開始時刻は申込み順とし、決定し次第御連絡します。

(2)会場

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎9階 経済労働局会議室

※感染症等の状況に応じ、プレゼンテーション審査をWEB会議サービスによるオンラインでの実施又は企画提案書による書類審査等とする場合があります。

(3)出席者

各社3名以内とします。

(4)説明時間

30分（説明20分、質疑応答10分）

(5)注意事項

ア 評価委員会についての詳細（集合場所、会場、時間割等）は、別途御連絡します。

イ 説明は、時間内で行ってください。説明時間を超過した場合は、途中でであっても打ち切らせていただきます。

ウ 当日は事務局で用意した大型モニターを使用することができます。

ただし、端末（パソコン等）は各自でご持参ください。また入出力端子は【HDMI】が使用できるものに限定します。

エ 評価委員会当日に新たな資料等を追加配布することはできません。

(6)受託者の特定方法

応募書類及びプレゼンテーションに基づき、評価委員会の審査により、最も高得点を得た参加者を受託者として選定します。

※応募者多数の際は、プレゼンテーション実施前に企画提案書による書類審査をさせていただきます。

16 評価方法等

(1)評価方法

ア 評価委員会が、以下の評価基準に従い、提出された企画提案書、経費見積書、実績書及びプレゼンテーションを基に評価し、最高得点を得た参加者を選定します。

イ 評価基準の合計点は委員1人当たりの持ち点100点×出席委員数を最高得点とします。

ウ 合計得点が同点の場合は、評価委員の協議により評価委員長が順位を付します。

(2)評価の項目・評価の視点

評価項目	評 価 の 視 点
1 本業務に対する考え方	・業務目的を的確に把握しているか。 ・業務を推進する基本方針が具体的かつ適切に示されているか。
2 創意工夫・独創性	・事業目的を達成するための創意工夫や独特な手法が講じられているか、経営資源の効率的な利用がなされているか。 ・幅広い視点からの提案内容であるか。
3 具体性・実現性	・限られた期間内に、確実な準備が整い、実現が可能な企画となっているか。 ・実施スケジュールは妥当なものか。
4 効果・有効性	・限られた開催期間内において、より効果的で有効性の高い企画となっているか。 ・展示会を開催するにあたり、必須条件となる来場者及び出展者を効果的に集める提案となっているか。
5 運営体制	・業務を遂行するために、十分なスタッフが用意されているか。 ・担当スタッフの専門分野が本事業に適切であるか。
6 経費の妥当性	・提案された経費見積書の内訳等について、価格は妥当なものとなっているか。
7 業務実績	・本事業と類似性、関連性の高い業務実績を有しているか。

(3)企画提案内容の評価点について

ア 企画提案された内容の評価点は、評価委員が採点した各審査項目の評価点の合計点とします。

イ 各評価項目の評価点は、2点から10点までの5段階評価とします。また、評価の配点は以下のとおりとします。

10点・・・非常に優れている

8点・・・優れている

6点・・・普通

4点・・・劣っている

2点・・・非常に劣っている

ウ なお、項目加重として、審査項目のうち「2 創意工夫・独創性」、「3 具体性・実現性」及び「4 効果・有効性」については、上記イに基づく点数を2倍したものを評価点とします。

エ 基準点は満点の6割とし、基準点以上の業者を選定対象とします。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。

(例) 評価委員会に出席する評価委員が7名の場合、合計の最高得点は700点です。700点の6割の420点が基準点となります。

17 結果通知

応募者に対し、選定の結果について、令和7年3月24日（月）までに E-mail により通知します。

18 選定された企画提案者の責務

- (1)選定された企画提案者は、本実行委員会との間で委託契約を締結するものとします。
- (2)委託契約の締結に際して、本実行委員会は受託者と協議の上、採用された応募書類企画提案の内容を変更できるものとします。

19 その他

- (1)企画提案において、使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (2)企画提案に際し知り得た秘密を第三者に口外しないでください。

20 スケジュール（予定）

項 目	時 期
募集の公表	令和7年 2月17日（月）
参加意向申出書の提出 及び 質問の受付期間	令和7年 2月25日（火）15時まで
参加資格確認結果通知書の交付	令和7年 2月28日（金）
質問の回答日	令和7年 2月28日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年 3月12日（水）15時まで
審査（書類・プレゼンテーション 審査）	令和7年 3月19日（水）
選定・特定結果の通知	令和7年 3月24日（月）

21 各種書類提出先・問い合わせ先

川崎国際環境技術展実行委員会事務局（川崎市経済労働局イノベーション推進部）
仁平（ニヘイ）、高橋
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎9階
E-mail:28ecotech@city.kawasaki.jp 電話:044-200-2313 FAX:044-200-3920

○川崎市契約規則

昭和39年4月1日規則第28号

(一般競争入札参加者の制限)

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

地方自治法施行令

発令　　：昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号

最終改正：令和 2 年 12 月 9 日号外政令第 346 号

改正内容：令和 2 年 12 月 9 日号外政令第 346 号[令和 2 年 12 月 9 日]

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

発令　　：平成 3 年 5 月 15 日号外法律第 77 号

最終改正：令和 2 年 6 月 12 日号外法律第 50 号

改正内容：令和 2 年 6 月 12 日号外法律第 50 号[令和 2 年 6 月 12 日]

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

第1号様式

プロポータル参加意向申出書

令和 年 月 日

川崎市国際環境技術展実行委員会委員長あて

商号及び名称

代表者職氏名 印

所在地

令和7年2月17日付で公表された次の件について、公募型企画提案への参加を申し込みます。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 件 名 | 第18回川崎国際環境技術展運営業務委託 |
| 2 履行場所 | カルッツかわさき周辺（川崎市川崎区富士見1丁目1－4）ほか |

担当者所属：

担当者名：

E-mail :

電話番号：

業務実施体制・主な事業実績（兼 資格要件確認書）

会社・団体名			設立年月	
代表者名			社員数	
担当者名			E - M a i l	
電話			F A X	
経営・活動方針（特徴・特色・特技）				
本業務を実施する部門の業務内容				
	従事者氏名	年齢	所属、肩書き	
1				
2				
3				
4				
5				
同種の業務実績（過去5年分の実績）※適宜、行を追加してください。				
業務内容		担当者	特徴、成果	
年度／発注元（官公庁・企業）				
受託額（千円）				
1				
年度／				
千円				
2				
年度／				
千円				
3				
年度／				
千円				
4				
年度／				
千円				
5				
年度／				
千円				

その他確認事項（該当するものに○を付けてください）

川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

はい／いいえ

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

はい／いいえ

誓 約 書

私（当法人及び当法人役員等）は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っていないこと並びに下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が川崎市暴力団排除条例第2条に規定するいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結していないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載されたすべての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会すること、照会で確認された情報を私が川崎市と行う他の契約等における身分確認に利用されることに同意します。

令和 年 月 日

（あて先）川崎国際環境技術展実行委員会委員長

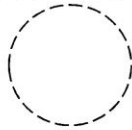
〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

商号又は名称 (印鑑登録印)

(フリガナ)

代表者職氏名



役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
	フリガナ		漢字		元号	年	月	日		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
特記事項等										

- 備考1 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。役員に該当するか否かは申請者において判断してください。
- 備考2 元号はT（大正）、S（昭和）、H（平成）で、年は和暦で記入してください。
- 備考3 役員数が多く本様式1枚で足りない場合は、複数枚提出してください。その場合、右上の「ページ」に（全3枚中1枚目）等、全部で何枚提出しているかが明確となるよう記載の上、全ての様式に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載して押印してください。
- 備考4 性別は任意記載、ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

第 4 号様式

質 問 書

件名	第 1 8 回川崎国際環境技術展運営業務委託
あて先	川崎市経済労働局イノベーション推進部（川崎国際環境技術展実行委員会事務局） 仁平、高橋 E-mail 28ecotech@city.kawasaki.jp
受付期限	令和 7 年 2 月 2 5 日（火） 1 5 時まで ※E-mail でのみ受け付けます。
質問内容	（質問の対象となる箇所等が明確となるよう、当該箇所に関する文書名や見出し番号、ページ番号、段落等をご記入ください。）
質問者 （必ずご記入ください。）	会社名 ： 担当者所属氏名： 電話番号 ： F A X 番号 ：

※ 質問がない場合も、質問内容欄に「質問なし」と記載し、「あて先」へ送付してください。

第 5 号様式

令和 年 月 日

川崎国際環境技術展実行委員会委員長あて

商号又は名称

代表者職氏名

印

住 所

辞 退 届

第 1 8 回川崎国際環境技術展運営業務委託について、次の理由により企画提案を辞退します。

辞退理由：

担当者所属：

担当者名：

E-mail：

電話番号：